

○沖縄県教育庁建設工事請負業者指名基準 及び指名審査会等に関する要領

制定 昭和 53 年 12 月 25 日

改定 平成元年 3 月 24 日

平成 10 年 8 月 6 日

平成 11 年 4 月 19 日

平成 15 年 4 月 1 日

平成 17 年 4 月 1 日

平成 18 年 1 月 4 日

平成 19 年 3 月 22 日

平成 22 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

令和 6 年 12 月 10 日

令和 8 年 6 月 12 日

(目的)

第 1 条 この要領は、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和 52 年沖縄県告示第 445 号。以下「規程」という。）第 17 条の規定等に基づき、指名基準及び指名審査会等に関し、必要な事項を定め、建設工事の適正な発注及び円滑な実施を図ることを目的とする。

(請負業者の指名基準)

第 2 条 業者の指名は、規程第 5 条第 2 項に規定する建設業者入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されているもののうちから行うものとする。

2 建設工事に対する業種別の等級格付及びその発注対象工事 1 件の金額は、別表第 1 のとおりとする。

3 業者を選定するときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属するものから行うものとする。ただし、事情により、当該等級を基準として 1 級直近上位及び下位の等級該当者から選定することができる。この場合において、指名業者数の 3 分の 2 を超えて、直近上位及び下位の等級該当者を選定できないものとする。

4 特殊な工事で当該業者の有資格者少ない場合には、前項の規定に関わらず資格者名簿に登録された者のうちから、適当と認める者を指名することができる。

(指名審査会の設置及び所掌事務)

第 3 条 教育庁に指名審査会（以下「審査会」という。）を置き、学校建築工事等における業者の指名を行うために調査・審議する。

(1 件 6,000 万円以上の工事)

第 4 条 1 件 6,000 万円以上の工事を執行する場合、審査会は、教育管理統括監、総務課長、施設課長、施設課技術調整監及び当該事業の主管課長をもって構成する。ただし、審査会が必要を認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

- 2 会長は、教育管理統括監をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故のあるとき又は会長がやむを得ない理由があると認めるときは、総務課長がその職務を代理する。

- 5 審査会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(1件500万円以上6,000万円未満の工事)

第5条 1件500万円以上6,000万円未満の工事を執行する場合、審査会は、施設課長、施設課技術調整監、当該事業の主管課長、施設課企画財産班長及び施設課営繕班長をもって構成する。ただし、審査会が必要と認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

- 2 会長は、施設課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故のあるとき又は会長がやむを得ない理由があると認めるときは、施設課技術調整監がその職務を代理する。
- 5 審査会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(1件500万円未満の学校建築工事等)

第6条 1件500万円未満の学校建築工事等を執行する場合には、施設課長と当該事業の主管課との協議により指名業者を決定する。

(請負業者の指名)

第7条 競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 当該工事についての技術的適正
- (3) 当該工事に対する地理的条件
- (4) 手持工事の状況
- (5) その他不誠実な行為の有無

- 2 特殊な工事その他特別な理由がある場合は、前項第3項の規定にかかわらず請負業者を指名することができる。

(指名業者数)

第8条 指名業者数は、当該工事の設計額により、別表第2に掲げる数を標準とする。

(指名停止に係る審査員)

第9条 「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(平成27年3月30日制定)第4条第4項により定める指名停止審査会の審査員は、本要領第4条に規定する指名審査会の構成員とする。

(秘密の保持)

第10条 関係職員は、この要領により知り得た職務上の秘密を保持しなければならない。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、当該事業の主管課が行う。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、指名に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月10日から施行する。

この要領は、令和8年6月12日から施行する。

別表第1（第2条関係）

発注の基準となる設計工事金額

等級	業種別	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事、管工事、その他
	金額	設計金額	設計金額
特A級		1億8千万円以上	
A級		6千万円以上 1億8千万円未満	2千万円以上
B級		3千万円以上 6千万円未満	1千万円以上2千万円未満
C級		1千5百万円以上 3千万円未満	1千万円未満
D級		1千5百万円未満	

別表第2（第8条関係）

工事請負業者指名人数表

設計額	区分	土木一式工事 及び 建築一式工事		電気工事、管工事、 その他	
			等級		等級
1億8千万円以上 6千万円以上1億8千万円未満		21名	特A		
		18名	A		
3千万円以上6千万円未満		15名	B		
3千万円以上6千万円未満		15名	C		
1千5百万円未満		15名	D		
2千万円以上				15名	A

1 千万円以上 2 千万円未満			1 5 名	B
1 千万円未満			1 5 名	C

別表第 3 (第 9 条関係)

指 名 停 止 基 準

措 置 用 件	期 間
(虚偽記載) 1 教育庁の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内
(過失による粗雑工事) 2 教育庁において発注した工事 (以下この表において「教育庁発注工事」という。) の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき (かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内
3 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの (以下この表において「一般工事」という。) の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、教育庁発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 教育庁発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害 (軽微なものを除く。) を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 教育庁発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内

<p>せたと認められるとき。</p>	
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (贈賄)</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内</p>
<p>9 次のイ、ロ又はハ掲げる者が本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 有資格業者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p>	<p>4ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p>	<p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>10 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>11 次のイ、又はロに掲げる者が本県以外の地域の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表取締役</p>	<p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等 (独占禁止法違反行為)</p>	<p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>12 県発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>13 本県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く</p>	<p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p>

<p>。) 。</p>	
<p>14 県外において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (談合)</p>	<p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>15 県発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>16 本県内において、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。) 。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>17 県外発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (不正又は不誠実な行為等)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方をして不適当であると認められるとき。 (暴力的不法行為者)</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>19 代表役員等又は一般役員等が、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者(以下「暴力的不法行為者」という。) であると認められる場合(代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力的不法行為者であると認められる場合を含む。)</p>	<p>当該認定をした日から当該事実がなくなると認められる日まで</p>
<p>20 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために暴力的不法行為者を使用したと認められる場合及び暴力的不法行為者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を与えたと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>21 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に避難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>22 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>23 有資格業者又は有資格業者の役員等が、教育庁発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず教育庁に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から2ヵ月以上6ヵ月以内</p>

<p>(その他)</p> <p>24 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
---	-----------------------------